年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)C支社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 20 日から同年 11 月 20 日まで 私は、昭和 44 年 8 月 11 日にA株式会社C支社に入社し、45 年 11 月 20 日に本社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍期間証明書、同社からの回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和 45 年 11 月 20 日にA株式会社C支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社に おける厚生年金保険被保険者原票の記録から4万2,000円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年10月20日となっていることから、A株式会社C支社が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年10月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

年金事務所から株式会社Aに勤務していた平成 15 年4月の賞与の記録が漏れているとのお知らせをもらった。当時の預金通帳があり、賞与の支給があったことは確認できるので、申立期間の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成15年4月30日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

秋田厚生年金 事案 1231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

年金事務所から株式会社Aで働いた申立期間の賞与の記録が無いという手紙が届いた。申立期間の賞与は確かに会社から支給されていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る申立期間の賞与の振込金額が確認できる資料、申立人から提出された平成 15 年分の年末調整計算書、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年4月 30 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(15 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否 かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと から、行ったとは認められない。